

平成27年度 第2回香取市農業委員会総会議事録

平成27年5月21日

平成27年5月21日(木)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 議案第7号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
日程第8 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第10 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第11 報告第4号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について
日程第12 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は40名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	埴武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	19番	野平謙一
21番	林弘	22番	宮田毅
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子

25番	大坂雅道	26番	星越清徳
27番	飯森茂	28番	高木彌
29番	大堀潔	30番	高木重樹
31番	高木哲吉	32番	栗林利男
33番	菅谷晃	34番	伊藤寛
35番	椿康弘	37番	宮負厚美
38番	菱木重雄	39番	小倉新一
40番	多田晃一	41番	大須賀常政
42番	三橋和男	43番	小林一男

1. 欠席委員3名、その氏名は下記のとおり

18番	高木甚一	20番	佐藤義男
36番	本宮敏雄		

1. 事務局職員出席者

事務局長	八本栄男	管理班長	椎名正志
農地班長	越川泰克	副主幹	伊能弘
主査	伊藤健		

開会 午後 3時02分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、40名です。

欠席委員は、18番 高木甚一委員、20番 佐藤義男委員、36番 本宮敏雄委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第2回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、16番 浅野文男委員、30番 高木重樹委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 これより、議題に入ります。

日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 それでは、5月総会の議案の説明を申し上げます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年5月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、譲受人が自作地に隣接している耕作利便である申請地を譲り受け一体的に耕作するものであります。

整理番号3番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号5番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号6番、譲受人の農地が市の道路用地買収に該当したため、代替農地として取得するものでございます。

整理番号7番、譲受人が農業生産法人として、農業に新規参入するものでございます。

以上、7件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 高木哲吉委員。

3 1番高木委員 去る、5月14日午後1時半より市役所3階301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は7件であります。

整理番号1番から7番の案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率

利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号8番 玉造委員。

8番玉造委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近くの通作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われるものと思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、9番 宮増委員。

9番宮増委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇になります。〇〇〇〇の〇〇へ行く信号がございますが、そこから約〇〇メートル行った先の土手下の物件でございます。隣地に今回の譲受人が作業場を構えております。その隣地に譲渡人の土地がありまして、今後、譲渡人がこちらにいませんので、利便性を図るために今回売買により、譲受人が自作地の隣接農地を取得して経営の利便を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、3番について、13番 高城委員。

13番高城委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近く通作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、4番、5番の2件について、26番 星越委員。

26番星越委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥

当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近く通作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番、7番の2件について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 まず、6番について、ご説明申し上げます。

現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請人は、譲受人が市で設置する調整池を管理用道路用地買収による代替農地を取得するもので、今後も農地の良好な維持管理が行われるものと思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、整理番号7番について、ご説明いたします。

場所は、〇〇の〇〇〇の北の〇〇〇〇線のすぐ下で既に周りは田がありますが今もう休耕しております。こういう場所でございまして、申請人は新たに農業生産法人をつくり、ここで〇〇〇の栽培など行う予定で、そして〇〇〇とのタイアップしながらやっていくそうです。譲渡人も会員になり、それから耕作者はまた別の人が行って、申請人は一応代表、〇〇〇〇さんです。今後も農地の良好な維持管理が行われるものと思われることから取得要件等も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年5月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から5番までは関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で、砂利採取用地並びに搬出路用地に係る一時転用であります。

譲受人の砂利採取事業による期間延長に伴う計画変更であり、砂利採取計画変更認可も同時申請中とのことであり、他法令についても変更許可済みであります。

整理番号6番から10番までも関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で、砂利採取用地並びに搬出路用地に係る一時転用であります。

譲受人の砂利採取事業による期間延長に伴う計画変更であり、砂利採取計画変更認可も同時申請中とのことであり、他法令についても変更許可済みであります。

整理番号11番、転用を伴う所有権移転で、建売分譲住宅用地とのことです。

本案件につきましては、この後の議案第4号整理番号7番と関連をいたします。

購入希望者の希望による建築全体計画の設計変更および建築期間の延長が生じたためであります。

以上、11件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 それでは、議案第2号を説明いたします。

事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の計画変更承認申請の案件は11件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番から10番までは、砂利採取計画事業の期間延長の計画変更であり周辺農地にも影響は見られないことから問題はないとの意見でありました。

次に、整理番号11番については、設計変更に伴う期間延長並びに全体建築計画の変更とのことであり問題ないとの意見でありました。

したがって、議案第2号については、農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見ををお願いいたします。

整理番号1番ないし5番の5件について、1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 整理番号1番から5番は関連案件であるため一括して、説明申し上げます。

これは、平成10年から継続している砂利採取事業で事業継続に伴う期間延長です。

各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、6番ないし10番の5件について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 整理番号6番から10番は関連案件でありますので、一括して現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

平成26年から継続している砂利採取事業で事業継続に伴う期間延長です。

各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、11番について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 整理番号11について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇の南側へ〇〇メートル位入りまして、ちょうど〇〇〇〇のそばに〇〇〇〇〇という〇〇〇〇さんがいます。ちょっと中に入った所です。

譲受人は許可後、購入希望者の要望により計画面積の拡充を図ることとなり、議案第4号整理番号7の土地購入の同意が得られましたため、期間変更および建設計画の変更を行うとのことです。

各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可

申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年5月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、太陽光発電用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

以上、1件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

審査結果について、報告します。

整理番号1番を審査した結果、実効性等は問題ないとの意見でした。

したがって、議案第4号については農地法第4条の許可申請の要件を満たしているものと考えられ承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 それでは、整理番号1について、現地調査を行った結果を説明いたします。

場所ですけれども、これは〇〇〇〇から直線にして〇〇メートル位の所ですね。遊休農地の中であります。

申請地は北側が山林、西側と東側が耕作放棄地で耕作には適しておらず40年以上も耕作放棄地となっております。

今回、土地の有効利用を図るため太陽光発電用地に転用して、二酸化炭素の排出削減に協力することと、売電による安定した収入を得るためとのことであります。

隣接耕作農地はありませんが、土留ブロックにより土砂の流出を防止するとのことであり、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、問題はないと思われま

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年5月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、2番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で専用住宅用地および進入路用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う使用貸借権設定で太陽光発電用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号5番、6番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で、砂利搬出路用地とのことです。

本案件については、一時転用許可で毎年更新を行っておりますが、砂利採取事業許可から5年を経過しており、今後も永続的に事業を継続するという見込みから恒久転用とするものであります。

なお、一時転用許可から恒久転用申請変更の是非につきましては、千葉県転用事務指針において。

- ・一時転用許可中に許可内容とおりに転用行為がなされていること。
- ・周辺への被害等が生じなかったこと。
- ・効率的利用がなされ、今後も利用について永続性が認められることと定義しており、本件につきましては以上の3つについてクリアーしていることから問題ないものと判断いたします。

整理番号7番、転用を伴う所有権移転で、議案第2号の整理番号11番に関連する案件で建売住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種

農地と判断されます。

以上、7件でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木哲吉委員。

3 1番高木委員 それでは、審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は7件であります。

このうち、整理番号1番および2番、4番、5番および6番については、現地調査を行いました。

整理番号1番および2番は、関連案件であります。これは、専用住宅用地と進入路用地であります。特に問題はないとの意見でありました。

整理番号4番は、駐車場用地であります。周囲に農地はなく、特に問題はないとの意見でありました。

整理番号5番および6番については関連案件であり、砂利採取排出路用地の一時転用から恒久転用への変更ということですが、今後も砂利採取事業の持続性が認められることと、周囲への被害等が生じていないため恒久転用は問題ないとの意見でありました。

なお、他の案件についても転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、23番 栗田委員。

2 3番栗田委員 整理番号1番および2番については、関連がありますので一括して、ご説明申し上げます。

書類および現地調査の結果、申請地は〇〇〇〇、また〇〇〇〇より、ほぼ〇〇メートル程度の距離にあり、また申請地は平成25年2月に軽微な農地改良の届出を行い盛土工事が行われているところでございます。地目は田、現況は畑、ないし不耕作農地でございます。

申請理由は、子供の成長に伴って義父の所有農地を贈与等により住宅を建設する目的であると聞いております。

また、進入路用地が分筆された農地の出入口と聞いております。

資金計画・建設計画は確立され周辺農家、地元土地改良区の同意も得ていることから、こ

の申請はやむを得ないものと判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、31番 高木委員。

31番高木委員 それでは、3番について、説明をいたします。

場所でございますが、〇〇〇〇駅〇〇〇〇方面へ〇〇メートル位の所、その〇〇〇〇の下に側道がございまして、その側道を挟んで左側の場所でございます。

譲受人は母親が所有する狭い農地に、安定した収益が得られるため太陽光発電を設置することです。

雨水は敷地内処理で、道路と水路に囲まれ周辺農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題のないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、39番 小倉委員。

39番小倉委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人につきましても、皆さんご存知のとおりすばらしい会社であります。

譲受人はそれこそ今、申請地の隣りで大きな〇〇〇〇、また〇〇〇〇等を営んでおります。その中で、来客者や従業員の増加により、現在の敷地では手狭となったため、近隣地である申請地を駐車場とするとのこと。

雨水は敷地内処理で周辺農地もなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番、6番の2件について、40番 多田委員。

40番多田委員 それでは、5番、6番は関連案件でありますので一括して、現地調査を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇線〇〇〇〇から〇〇〇〇方面へ行って〇〇の〇〇〇〇の入口を上がりまして、〇〇から〇〇メートル位の右側です。

この業者さんは結構まじめで、道路の別に迂回路をつくって道路を提供しているような状況でございます。

平成22年のころ砂利を取るために搬出路ということで、一時転用となったものを申請して

おりましたが、それを続けていくという事業を行い続けることで、恒久的に道路としたいと地域貢献もしていきたいということで、恒久的用地の申請を行ったものであります。

各種書類・計画ともに適切であると思われまます。この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしております。特に問題ないと考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、7番について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、先ほど申し上げましたように、〇〇〇〇を南側の方へ距離にすると〇〇メートル位戻りまして、〇〇〇〇の所約〇〇メートル位中へ入った所です。

譲受人は、議案第2号整理番号11の計画変更に伴い、申請地所有者の同意が得られたため、環境のよい申請地の所有権移転を行うものです。

上水は水道、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理後、既存の排水路に接続とのことであります。周辺農地所有者の説明もしてあり、資金計画・造成計画も適切であると思われまますことから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えられます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めまます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めまます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成27年5月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成27年度第2次農用地利用集積計画1番から133番までの申請であります。

ページは14ページから74ページでございます。

所有権移転、3件、11,493㎡で、すべて畑であります。

使用貸借権の設定、新規1件、314㎡で畑であります。

賃借権の設定、新規108件、439,541㎡、このうち田が405,250㎡、畑が34,291㎡であります。

次に再設定、14件、34,470㎡でございます。このうち田が24,836㎡、畑が9,634㎡であります。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権の設定で新規7件、80,423㎡で、すべて田であります。

以上、133件の第2次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第5号 48番、80番、95番の3件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 48番、80番、95番の3件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 48番、80番、95番の3件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可いたします。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く130件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く130件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く130件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成27年5月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

賃借権の設定、新規10件、80,423㎡で、すべて田であります。

以上です。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり承認いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案7号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可処分取消願の提出があったので、許可処分の取消について審議を求める。平成27年5月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

本件は、平成27年4月17日付けで農地法第3条申請により所有権移転許可されたものでありますが、農振農用地区域内に連坦しているまとまった農地であることから、両者の話し合いにより、農業経営基盤許可促進法に基づく所有権移転による売買にやり直すことで合意したため取り消すものでございます。

なお、譲受人は香取市の農業経営基盤強化基本構想に該当する経営面積を有したい担い手農家であり問題はありません。

以上です。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、取消し相当と認めることに決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第5号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、報告第1号から第5号について、一括して説明いたします。

報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書について、取下げがあったので報告する。平成27年5月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

取下げは、2件でございます。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成27年5月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、3件でございます。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成27年5月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、40件でございます。

報告第4号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成27年4月17日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件でございます。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成27年5月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件でございます。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時45分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人